



Title	報告3 東アジア競争法の生成過程
Author(s)	安田, 信之
Citation	北大法学論集, 54(5), 87-114
Issue Date	2003-12-15
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15246
Type	bulletin (article)
File Information	54(5)_p87-114.pdf



[Instructions for use](#)

東アジア競争法の生成過程⁽¹⁾

序

筆者は、東アジア法文化研究会に参加の機会を得て、アジアの法文化・権利概念について検討を行い、その過程で安田（二〇〇一）などの発表の機会を与えられている。筆者の現在の関心は、比較法（制度論）としてのアジア法、法社会学、法文化論および開発学の成果を踏まえながら、『開発法学』（Law and Development Study）という新しい研究領域の開拓である。開発法学の基本的な構想は、筆者がこれまで唱えてきた「固有法」、

「移入法」および「開発法」という三つの法概念とそれらを支える「共同」、「市場」および「指令」という三法理類型を基礎としている。これらの概念から、固有の共同意識で支えられている「共同社会」、市場を軸とする「経済社会」および指令・権力をめぐる「政治社会」という三つの社会相を想定し、それらの発展、即ち、社会発展、経済発展および政治発展と法との関係を研究する、というのがその骨子である（開発法学の方法については、安田（二〇〇〇）および Yasuda（2002）で基本的な考えを提示している。）

安田 信之

本稿は、上記「開発法学」の三つの主要テーマの一つである「経済へ社会の発展と法」に関係するものである。筆者は、経済社会を「自由な経済主体の財の交換」を基礎とする「市場法理」が基本的に妥当する社会と定義している。この場合、その原理を体現する契約法を中心とする取引をめぐる法がその主要対象となる。競争法は、このような市場取引を制度的に保障する役割を果たしている。この意味では、競争法は、市場経済システムの根幹を支える法である。

他方、アジア特に東アジア諸国⁽²⁾では、しばしば競争とは対立的なものとして「和」という理念に言及される。この概念が、現実の社会の分析に際してどの程度説得力を有するのかわについては更に検討するにしても、アジア全域に、欧米の個人主義的世界観に対立する「共同主義」的な社会観が存在することは否定できないと思う。(この点については、安田(二〇〇一)で詳しく論じている)

この社会観が、一九八〇年代から九〇年代前半の東アジア諸国の経済発展を支えてきたものであることも、多くの論者の主張するところでもある。しかし、一九九七年に勃発した東アジア諸国の経済危機は、このような経済発展パラダイムの崩壊を物語るものであった。その背景として、一九八〇年代末から加

速化された市場レベルでの「グローバリゼーション」が存在することにについては疑問の余地はない。

筆者は、また、商業・流通・取引という「市場」を基礎とする欧米型の「市場資本主義」と、生産という「共同」の場を重視する東アジアの「共同資本主義」の二つ異なる資本主義の類型を構想し、グローバリゼーションという世界的な「市場化」の波の中で、前者が後者に対して優位を確立したものが、一九九七年危機であったと考えている。その後の各国の政治・経済・社会改革およびその基礎としての法改革は、「説明責任」や「透明性」という語に象徴されるように、明らかに「市場化」を志向するものであることからこの理解は説得力を有していると信じている。(安田(二〇〇二) 参照)

筆者は、このような社会・経済・政治の急激な「市場化」はグローバリゼーションの一つの側面にすぎず、これに対して、「社会」のグローバリゼーションともいえるべき、これに対する反動が生じてくるものと考えている。NGOや市民団体による「国家」システムの相対化という現象はその端緒であるといえよう。これらの社会運動を基礎付けるものは、「他者性の否定」を根幹とする筆者の定義する「共同法理」であるのではないか？

このような疑問から、「市場」に対置する「共同体」ないし

「組織」との対立を「開発法学」の経済発展と法をめぐる中心テーマであると考え、現在その原理的考察を進めている。

既に述べたように、市場をめぐる法システムに関しては、「競争法」をどう理解するかは重要な研究課題である。本論で触れるように、一九九七年経済危機からの回復の過程での経済・法改革が進められているが、このなかで、競争法が大きな関心を呼んでいるのも、このような理由からである。筆者は、この過程で日本の公正取引委員会から、ASEAN 諸国を中心とする競争法の現状調査を委託され、この問題について考える機会を得た。(ASEAN 競争法プロジェクトへ二〇〇一〇一〇一Vはその成果である) また東アジアの競争法協力を構想する研究会にも参加する機会を得た。(この成果は、独占禁止法国際問題研究会へ二〇〇二Vとして公表されている)。これらの調査を通じて、東南アジアさらにはこれに日中韓台という東アジア諸国において現在生成されている競争法制は、基本的なモデルとされている欧米型のそれとは異なるものではないか、という印象を抱くに至っている。

現在生成されつつあるアジア・東アジア諸国の競争法制をこの「市場」の生成・発展との関係において検討することは、以上述べた理由から、アジア諸国の「開発法学」を構想する際の

重要な検討課題である。アジアの資本主義が欧米の「市場資本主義」と異なる「共同資本主義」であるとしても、それがグローバルゼーションにより変動を迫られているとしたら、それはどのような方向に向かうのか、その方向を予測するためにも拡大する市場の性質とそれを制度化する「競争法」のあり方の検討は不可欠だからである。

本稿は、その前提作業として、アジア諸国の競争法制の発展について概観することを目的としている。

I. アジアの競争法・政策をめぐる国際環境

一九九〇年代に入り、経済のグローバルゼーションの動きが本格化する中で、ASEAN 各国においても規制緩和と並んで競争法制の整備が重要な課題となってきた。特に、一九九七年に勃発した東・東南アジア諸国における金融危機は、それまでの急成長を遂げてきたこれらの諸国の経済体制がもつ脆弱性を明らかにした。そこでは、急速な成長を支えてきた政府主導型の経済運営における非効率性、政府と企業との癒着、さらには経済システム全般にみられる縁故主義(Nepotism)や仲間主義(Cronyism)と表現される不透明性ないし閉鎖性などさまざ

料
まな問題点が噴出したからである。

資
この危機に際して、IMFを中心とする国際機関は、その救済のための援助の条件としてこのような政府主導型の閉鎖的な経済システムに対して「透明性」と「説明責任性」に表現される

市場的合理性を軸とする経済・法システムの改革を各国政府に厳しく迫った。この改革の当面の目標は、危機の原因でありまた経済システムの最大の弱点とされた金融・銀行制度の改革や破産法の現代化などを中心とするものであったが、現在では、法制度の基幹を構成する司法制度にまで及んでいる。そこで課題とされているのは、従来の開発戦略が国家・政府の役割を過度に重視した結果、ともすれば無視されがちであった市場システムを再評価し、それが適正に機能するための諸制度を改編・構築することである。

競争法は、市場システムの適正な機能を確保するための基本的な法である。現在、アジア諸国の法制度改革の中でその整備が注目されているのはこの理由からである。とはいえ、中国、ヴェトナムやモンゴルなど社会主義体制移行諸国はもとより、その他のアジア発展途上国においても、いまだ市場システムそのものが形成途上にあり、競争法は、先進国においては既に存

在している市場の公正な機能の確保という目的に加えて、法的前提となる市場を創出しなければならないという二重の機能を果たすことが期待されている。

この意味では、これらの諸国における競争法制整備については、戦後改革の中で同様の課題を負っていた日本の経験が有益であると考える。日本では、それが、経済体制の民主化の一環として行われたこと、これに關して、財閥解体や農地改革という市場が機能するための前提条件が占領軍という「強権」により構築されたことは重要である。これらの諸国において、このような条件の整備は競争法の有効性を占ううえでも重要な検討課題である。さらに、一九四七年の独禁法制定から少なくとも一九七〇―八〇年代までの日本の競争法制の歴史をたどる限り、それは政府主導下での経済発展をめざす産業政策に従属するものとして位置づけられてきたことは否めない。日本において、競争政策が完全なかたちで定着するのは一九八〇年代であり、さらには例えば一九九〇年代のバブル崩壊後の不況克服の過程においてであり、現在進行形であるといっても過言でないのである。

現在進行中のIT革命を原動力とするグローバル化の急激な広がりを見るならば、これらの諸国が日本の五〇年に

及ぶ競争法制の歴史をそのままなぞることはありえないにしても、開発（産業）政策と競争政策をいかに調和させるかは、これらの諸国の競争法・政策の大きな課題の一つとなっていることは否定できない。もつとも、グローバルゼーションという視点からは、WTOを中心に議論されている貿易と競争（Trade and Competition）をめぐる問題を無視することはできない。これと連動するかのようには、OECDやUNCTADにおいても競争政策をめぐる議論が盛んとなっている。さらに地域協力機構であるAPCCにおいても一九九六年以降競争政策・法整備についてさまざまな協力活動が進展している。

これと並んでしばしば競争政策の目的の一つにあげられる消費者保護も重要である。特に市場システムそのものが確立していない発展途上国の競争法・政策を考える場合には、消費者保護は、その第一の目的であるとされる経済的効率の確保よりも緊急性を帯びかつその政策の正当性を主張しうる側面が大きいからである。しかし本稿ではこの問題は直接の対象とはしない⁽⁴⁾。

1. 競争法制の普遍化

反独占という思想は、イギリスのコモンロー上の原則として確立していたとしても、それが経済法としての発展を遂げるの

は、アメリカにおいてシャーマン法の制定以降であろう。反トラスト法制は、その後アメリカにおいて発展を遂げるが、それが資本主義体制を支える普遍的な基本法として認識されるのは第二次大戦の終結以降である。むしろ、日本やドイツという枢軸国は、大戦下の危機の時代を乗り切るために自由な市場活動とは逆の国家統制を中心とする経済体制を採用したのである。この体制は、政治の領域での全体主義政治体制と連動することによって、第二次大戦という惨禍をもたらしたことも良く知られている。これに対する反省から、戦勝国アメリカの指導もあって、独占禁止法が、戦後の政治経済体制の抜本的な改革のなかれの中で、いわば経済憲法として制定されたのである。

このような立法は、程度の差はあるとはいえ、他の西欧諸国でも採用された。競争法は、第二次大戦後の西欧自由主義世界において共通する普遍法という位置を占めるのである。

もつとも、戦後体制は、この自由主義市場システムとは対極に、ソヴェイトを中心とする社会主義指令計画経済体制が存在しており、この二極体制下にあつては、世界レベルの普遍性を有することはできなかった。

しかし、一九七〇年代から進行した電子技術革命が一九八〇年代に急激にもたらした世界経済の「市場化」たるグローバル

ゼーションは、社会主義指令経済体制を揺すぶり、最終的に一九九〇年代初頭にソヴェト・東欧社会主義国家の崩壊に導いた。この結果、市場システムの基本法である競争法は、単なる西欧先進国間だけで共有される価値ではなく、市場経済化をめざす旧社会主義移行諸国の到達目標として普遍的な価値を獲得するにいたっている。⁽⁵⁾

急速な経済成長を背景に西欧型市場システムとは異なった資本主義の道を行っていた東アジア新興経済諸国が、一九九七年のアジア経済危機に直面したとき、この価値は、いわば全地球レベルでの普遍性を獲得した。これらの諸国は、アジア型「共同資本主義」ともいべき「共同性」を基礎とする「開発国家」体制により、八〇年代から九〇年代初頭にかけて急速な経済発展を遂げていた。しかし、そこに内在していた「国家と企業との癒着」や企業経営におけるネポティズムや閉鎖性・排他性は、危機の基本的な原因として糾弾され、やがて「透明性」と「説明責任性」の確保というスローガンのもとで廃棄の対象とされるに至っている。⁽⁶⁾

この様な状況下にあつて、競争法の制定ないし強化は、これらの改革のうち最重要なものだとされている。まさに、競争法は、グローバルゼーション下における市場システムを秩序づける基

本的なものとして世界的な普遍性を獲得したのである。

ASEANを中心とするアジア発展途上諸国にとつては、この普遍性はその内発的な必要性から生み出されたものというより、このようなグローバルゼーションという世界的な動きがこれらの諸国に外圧的に影響を及ぼしたものである。それ故、各国の競争法・政策を理解するためには、競争法をめぐる国際的な環境を概観しておくことが必要となる。

2. 多国間レベルでの競争法協力

競争法・政策をめぐる国際協力の歴史は古い。一九四〇年代のGATTの前身ともいえるITO (International Trade Organization) の設置に際して、アメリカ政府が制限的事業慣行に関する規定を盛り込むことを主張している。しかし、ITOそのものがその後のアメリカ議会の反対により挫折した。その後実現した関税の一般的引き下げをめざすGATT (General Agreement of Tariffs and Trade) は、反ダンピング課税(GATT六条)を中心とするものであり、制限的取引慣行の規制については制度化されなかった。

制限的取引慣行が再び脚光を浴びるのは、一九六四年に設立されたUNCTAD (国連貿易開発会議) における議論を通じて

である。しかし、少なくとも初期においては、この問題は、当時アジア・アフリカ諸国の独立が増加するなかで新興国経済ナショナリズムを反映して、先進諸国の多国籍企業のさまざまな競争制限行為を国家介入によりいかに規制するかという視点から議論されており、先進諸国の多国籍企業規制や技術移転の促進と連動していた。

一九八〇年代に入ると、従来の発展途上国の多くが採用していた国家の役割を中心とする統制型の発展戦略の限界が明らかになり、IMFや世銀がその援助の条件として規制緩和や経済自由化を要求するという、いわゆる構造調整路線が目立ちはじめた。これとともに、これらの国際機関のなかでの反多国籍企業という姿勢は後退し、逆に国家介入ないし規制の緩和という方向が主流を占めるにいたり、その動きのなかで、競争政策が定着した。

この流れの中で、UNCTADは、それまで続けてきたモデル法の修正作業を本格化させた。一九九八年にはUNCTAD(1998)が、二〇〇〇年にはこれにその時点での世界の主要競争法規の比較検討を加えたより包括的なモデル法が公表されている。⁽⁸⁾

UNCTADは、近年特に発展途上国に対する競争法・政策に関する協力を積極的な姿勢を示している。二〇〇〇年二月にバンコクで開催された第一〇回大会に向けて、各地で競争法・政策に関する専門家会議を開催し、また会議に先駆けて「世界的にグローバル化する市場での発展のための競争政策の役割」に関するプレUNCTAD Xセミナーを開催している。⁽⁹⁾バンコク会議の行動計画の中では、競争法・政策をめぐる国際的協力の中でUNCTADの果す役割の重要性が宣言され (UNCTAD<2000> para.69-70, 140-143)、同年九月にジュネーブで開催された「制限的事業慣行の規制に関する多数国間の公正原則および規則集の全面改訂に関する第四回国連会議」では、二〇〇五年の第五回会議に向けて競争法をめぐる国際協力を強化し、特に、競争法の制度的能力の開発、競争アドヴォカシーと公衆の教育、競争と開発問題の研究および競争をめぐる国際協定の推進を骨子とする宣言を行っている (UNCTAD<2000a>)。

この方向は、OECD (Organization of Economic Cooperation and Development) の基本姿勢でもあった。⁽¹⁰⁾一九九〇年代に入り、社会主義国の崩壊とこれらの諸国の市場経済化への体制移行が本格化する中で、規制緩和と競争政策との調整・統合が先進国においても重要な政策課題となった。このようなかで

OECDは競争政策の国際的調整をめざして積極的な活動を行っている。その動きは先進国を中心とするものであったが、次第に発展途上国にもその範囲を拡大し、一九九八年には、世銀とともに発展途上国における競争法制のありかたについてモデル法を含んだ包括的な報告書を刊行している⁽¹¹⁾。

一方、GATT・ウルグアイ・ラウンド交渉は、これまでのモノの貿易からサービスや知的財産権の貿易にもその範囲を拡大し、またこの交渉の結果設立されたWTO (World Trade Organization) は、将来の交渉事項として競争政策の調整を掲げるにいたっている。一九九六年二月二三日にシンガポールで開催されたWTOの閣僚宣言の第二〇項目は、貿易と投資に関するワーキング・グループとともに、「WTOの枠組みの中でさらに検討が望ましい分野を確定するために、反競争慣行を含む貿易と競争政策の関連に関して加盟国の提起する問題を研究するためのワーキング・グループ」の設置を掲げ、一般理事会に対して二年後のその成果を報告するものとしている。このワー

キング・グループは、加盟国代表の他UNCTAD、OECDさらにはAPECやASEANなどの参加を得て、一九九八年九月にはその事務局がWTO(一九九八)を作成している⁽¹²⁾。このワー

キング・グループは、さらに検討を続け、一九九九年六月には、WTO(1999)が同事務局のバックグラウンド・ペーパーとして準備された。最終的に、一九九九年一月一日、WTO(1999a)が一般理事会に提出された。この報告書は、アジア経済危機の経過を踏まえて、市場の透明性とともに競争法・政策の必要性を強調し、それとともに、発展途上国に対するこれらの法・政策をめぐる国際協力のあり方を提案するものであった。しかし、この提案は、シアトル閣僚会議の混乱のなかで実質的に審議されることはなかった。

二〇〇一年十一月WTOのドーハで開催された第四回カタル会議では、競争分野に関して上記のワーキング・グループで、競争政策に関する透明性、無差別、手続の公正性およびハードコア・カルテルに対する措置を含むコア・プリンシプルへ共通原則⁽¹³⁾および発展途上国における競争制度の漸進的強化について、次回(二〇〇四年)閣僚会議までに明確化を行うことが合意された。

3. 地域レベルでの協力——APEC

APEC(アジア太平洋経済閣僚会議)における競争政策をめぐる協力は、一九九四年のボゴール会議を嚆矢とする。この会

議では、合意された一五の行動計画の一つとして、「規制緩和と競争」(Deregulation and Competition) が取り上げられた。⁽¹⁴⁾翌一九九五年七月二四―二五日にオークランドで開催された APEC 競争法・政策会議では、競争法政策に関して、「競争、貿易および投資の調整がグローバル化する経済の中で経済成長を促進するために必要であること」を確認し、それとともにこれをめぐる発展途上国への技術協力の必要性を強調している。これを受けて、同年の大阪会議では、競争政策を集团的行動計画 (Collective Action Plans) の一つとして掲げた。

以降マニラ (一九九六年)、ヴァンクーバー (一九九七年)、クアラ・ Lumpur (一九九八年) の APEC 年次会議には、その計画の実施状況が詳しく報告されている。また、この会議の前には、開催国で競争法・政策と規制緩和に関する会議が開催され、各国の競争法制をめぐる問題が報告されている。⁽¹⁵⁾一九九七年には、日本の公正取引委員会が中心となり、APEC Partnership for Progress (PFP) 計画によってタイで競争政策に関する技術協力セミナーが開催され、これは二〇〇一年まで毎年開催されている。⁽¹⁶⁾同年韓国でも APEC 加盟国を中心とした競争法の訓練コースが開催された。また、同年から台湾の公正取引委員会は APEC 競争法・政策に関するデータベースを同委員会

のホームページに作成している。⁽¹⁷⁾さらに、APEC は一九九六年の WTO シンガポール閣僚会議により設置された貿易と競争ワーキング・グループの活動に対しても積極的に参加している。⁽¹⁸⁾

一九九七年のアジア金融危機は、APEC 域内の競争法をめぐる協力を加速化した。一九九九年四月から五月にかけてニュージーランドのクライストチャーチで開催された競争政策と規制緩和に関するワークショップでは、タイとペルーという発展途上国から初めて競争法に関する報告が行われるとともに、これから発展途上国における競争法制の確立を促進するための包括的研究である APEC: 1999 が提出された。⁽¹⁹⁾さらに、このワークショップでは、PECC (Pacific Economic Cooperation Council) により “PECC Principle for Guiding the Development of a Competition Policy Framework for APEC Economies” が提案された。

一九九九年九月一三日にオークランドで開催された首脳会議では、法的拘束力はないものの加盟国に競争法制の制定を促す “APEC Principles to Enhance Competition and Regulatory Reform” が採択された。この原則は、市場経済の強化と成長の確保と維持をめぐって市場の強化を支えるためには競争原則を発展させることが戦略的に重要であることを認め、競争政策をめぐって、

無差別、包括性、透明性、説明責任性などの原則を定め、各国は、競争にもとづく事業機会を妨げるような規制の見直し、反競争行為の是正や競争メカニズムの導入、競争政策の促進とこれをめぐる発展途上国への経済・技術協力の実施などを約束している。

同年一月には、キャンベラでアジア太平洋独占禁止政策会議が開催されている。この会議はAPEC加盟国ばかりではなく、インドやパキスタンなど南アジア諸国からの代表も参加しているが、この会議でオーストラリアの代表は、競争法の国際協力を推進するための「リソース・センター」の設置を呼びかけている(山下二〇〇〇)。二〇〇〇年三月にタイで開催されたオーストラリア競争・消費者委員会主催の会議では、リソース・センター設置のためのステアリング・コミッティーの設置が合意された。

II アジア主要国の競争法制の発展

1. 前史・統制型競争法

アジアにおける最初の競争法は、一九二五年アメリカの植民地下のフィリピンにおいてシャーマン法を模した「独占および

取引制限のための結合を禁止する法律」(An Act to Prohibit Monopolies and Combination In Restraint Trade)が最初のものであるといえよう。しかし、この法律は、現在にいたるまでほとんど、競争法としての実効性を有していない⁽²⁰⁾。

この例を除けば、一九四七年に制定された日本の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」がアジアの最初の競争法といえよう。この法律はアメリカの占領下において日本の経済体制の民主化を目指して制定されたものであり、アメリカの反トラスト法の影響を強く受けている。その目的とするところは、第一条に明確に述べられているように、戦前の日本経済の前近代、軍事侵略的性格を根本的に民主化するために行われた戦後改革のひとつである「財閥解体」の総仕上げという意味を有していた。しかし、当時の復興期の日本では、その経済発展のためのいわゆる産業政策が優先されており、独禁法は一九七〇年代にいたるまではそれほど重要な役割を演じていたとはいえない⁽²¹⁾。

以上の二例を除けば、アジアにおける競争法導入の第一の波は、一九六〇年代末から七〇年代にかけて生じたといえる。この期間は、発展途上国においては、多国籍企業や自国の財閥企

業に対する規制強化が謳われた時期であり、そこでの競争法は、市場競争を促進するというよりもむしろ、消費者保護のため、あるいは大財閥企業を各国の経済発展を加速するために活用することを狙っており、独占規正法ではあっても、必ずしも競争促進法とはいえなかった。⁽²²⁾ 経済発展のための独占法の典型的なもの、一九六九年インドで制定された「独占及び制限的取引慣行法」(Monopolies and Restrictive Trade Practices Act)である。

この法律は、一九六〇年代末から当時まだ計画経済を基本的に採用していたインドにおいて大きな経済力を有していた財閥(Industrial Houses)を自国の経済発展のために規制しかつ利用することを主眼としていた。一九七〇年にはパキスタンで、ほぼ同様の内容の「独占及び制限的取引慣行令」(Monopolies and Restrictive Trade Practices Ordinance)が成立している。

韓国で一九七五年に制定された「物価安定及び公正取引に関する法律」(Act Concerning and Stabilization of Price and Fair Trade)も、基本的には価格統制を主とするものであり、本来の意味での競争法というにはまだ無理があった。一九七九年タイで制定された「価格統制・独占禁止法」(Price Fixing and Anti-Monopoly Act)も、そのタイトルが示すように、価格統制を中心とする法制であったことは否定できない。

これらの競争法制を統制型競争法制と名づけることができよう。

2. 東アジアにおける市場型競争法の生成

統制型競争法制は、一九八〇年代に入り、特に経済発展を遂げた東アジア諸国において次第に変質していく。日本では、一九六九年の製鉄業第一位の八幡製鉄と第二位の富士製鉄合併問題が産業政策優位の日本の「統制型」競争政策の一つの転換点となった。続く一九七〇年代は産業政策と競争政策がせめぎあいの時代と特徴付けることができるが、一九七七年の独禁法の改正は後者の優位性を方向付けるものであった。これに続く一九八〇年代には貿易格差是正に関する日米経済構造調整問題が本格化し、この過程で日本の政府の行政指導や企業間の系列のような経済構造の反競争的性格が槍玉に上がり、この交渉の中で日本政府もその構造の改善を余儀なくされ、ここに競争政策の優位はほぼ確定した。⁽²⁴⁾

一九八〇年の韓国で新しく制定された「独占規制及び公正取引に関する法律」(Monopoly Regulation and Fair Trade Act)の制定もこの方向を示唆している。⁽²⁵⁾ この法律は、一九七五年法の価格統制の部分を除いたもので、制定にあたっては日本の独占

禁止法を参照したといわれるが、そこには経済的効率性確保のための競争法という視点が明確に出されている。

これまで独占禁止法を有しなかった台湾においても、五年に及ぶ検討を経て一九九二年に公正取引法が制定されている。この立法も制定段階で日本や韓国のそれを参照したことが知られている。

これらの法律（特に韓国法）はしばしば改訂されているが、そこに市場における競争秩序の確立をめざす市場モデル型の競争法が生成しつづつあることを窺うことができる。また、この三國については、法の規定のみならず運用上の問題についても、競争当局は常時情報や意見の交換を行っているといわれている。法自体の類似性に加えてこのような行政レベルでの協力の結果、東アジア型競争法ともいべき競争法が生成されつづつあると推測される。⁽²⁶⁾

3. アジア移行経済と競争法制

一九八〇年代末から九〇年代初にかけての社会主義体制の崩壊と進行中の移行体制下において、市場システムの確立をめざして競争法制の導入が不可欠なものと認識されつつある。アジアにおいても、中国およびヴェトナムにおいて競争法制の整備

が重要な法政策課題となっている。

中国は、一九七九年から「改革開放」さらには「社会主義的市場（商品）経済」の建設をめざして、それまでの指令型社会主義経済のドラスティックな転換を試みた。一九八〇年代には、農業経営の個人化や国营企業の改革を中心に政策が実施され、これとともに外資の積極的な流入政策が実施された。この結果、一九九〇年代に入ると企業の自主性が増大し、社会主義経済では限定的にしか存在し得ない「市場」が大々的に出現した。この結果、さまざまな市場という場での濫用行為が問題となってきた。この濫用の多くは、国家・政府が市場領域から完全に撤退してその規制者に純化することなく、自らが市場の強力な主体でありつづける、すなわちアンパイアと支配的プレイヤーという二重の権力をもって市場を支配するという点で、より深刻であった。しかも、企業主体としての役割を放棄することは社会主義そのものの正当性を喪失することを意味した。中国において「行政独占」という特殊な概念が成立するのは、このような国家（行政府）の規制者と企業者の二重性に起因する⁽²⁷⁾。この問題を克服するために、国营企業の改革、すなわち国营企業への経営自主性の付与、独立の経営体としての認知、さらにその民営化（株式会社）という政策が推し進められている。その過程

で、会社法などの企業組織法の整備、企業活動の基本である契約法や不動産法の整備、さらに金融法制の整備が進められた。このような法整備のいわば最終段階として競争法制の問題が本格的な検討課題になりつつある。

このような事情から、中国では、一九八〇年代末から競争法制定が検討され始めた。一九九四年、そのうち不正競争の部分を中心に、「反不正競争法」(Law Concerning Unfair Competition)が立法された。その後も包括的競争法の検討は続けられたが、一九九九年に WTO 加盟が現実問題となり、各国との交渉が進むにつれて、加盟のための制度的基盤としてこの立法が重要であることが確認された。同年にはその試案が公表され、続いて二〇〇〇年六月には再び草案が公表されている。⁽²⁸⁾二〇〇一年末には、念願の WTO 加盟が叶ったが、二〇〇二年末現在まだ立法化には至っていない。

ヴェトナムでも、一九八六年のドイモイ政策を基点とする市場経済化政策は、一九九〇年代さまざまな問題に逢着しながらも遂行され、中国同様 WTO 加盟をにらんで、競争法の立法作業の最終段階にあり、同じく二〇〇三年には法の制定をみるものとされている。

ロシアや東欧の直接の影響を受けたモンゴルやウズベキスタ

ン、カザフスタンなどでは、すでに一九九〇年代前半に競争法が制定されている。⁽²⁹⁾その運用の実態は必ずしも明確ではないが、その経済構造からして、中国やヴェトナムと比べて、この種の立法の緊急性には疑問の余地があり、むしろ世銀、ADB や IBRD などの援助金融機関の主導のもとに制定されたのではないかと推測される。

4. ASEAN 諸国における競争法の制定状況

ASEAN 諸国については、一九八〇年代の高度成長の過程を経て、一九九〇年代に入ると競争法制の必要性の認識は高まりつつあった。しかし、その動きが本格的なものとなるのは、一九九七年のアジア危機を経験してからである。

インドネシアでは、スハルト体制下で急成長を遂げた「コングロマリット」規制の必要性が認識され始め、一九九五年の会社法制定に際して合併規制として導入されている。⁽³⁰⁾しかし、一九九七年の経済危機の深刻化するなかで IMF はその援助の条件の一つとして国営企業的大幅な民営化、規制緩和とともに競争法の制定を掲げた。その結果、一九九九年には、インドネシア最初の競争法である「独占慣行の禁止および公正事業競争法」(Law Concerning Prohibition of Monopolistic Practice and Unfair

料 Business Competition”が制定された。

マレーシアでも、一九九二年には競争政策に関する報告書が提出され、これを受けて一九九三年ごろから「取引慣行法草案」(Draft of Trade Practices Bill)の起草作業がスタートした模様である。この草案はその後何度か改訂されて今日にいたっているが、一九九七年の経済危機に際しては、この国は、タイやインドネシアと反対に、IMF等の自由化と規制緩和を軸とする経済構造改革を拒否し、独自の国家規制重視型の経済政策を強化した。このことにもよるのであるが、競争法制定について、

いまだ政府部内で意思統一ができていなかった。政府部内には、包括的な一般法として競争法を制定することはより重要な開発政策の選択肢を制限し、また危機後のタイやインドネシアの状況からすれば外資による国内企業の買い叩きを容易にするだけであるという意見も強いと伝えられている。もともと、一九九八年に制定された「通信マルチメディア法」は、競争制限行為と支配的地位の濫用の防止に関する規定を入れるなど、セクター別では競争政策に対する配慮もみられる。さらに、最近に至って、上記の草案を基礎にして、包括的競争法の制定を積極化しているとも伝えられる。

フィリピンでも消費者保護の観点から価格操作やカルテルを

規制する必要性が強調され、「価格法」(Price Act)や「消費者保護法」(Consumers Protection Act)が制定されているが、いずれも統制法的色彩が強い。もともと、電力や電信を中心に民営化・規制緩和が積極的に押し進められており、この結果反トラスト法など競争法の整備も主張され始めている。一九九九年の時点で上院に独占規制を強化するいくつかの法案が提出されており、また国内取引局と関税委員会ではおのおの独自の法制のための調査を行っていると伝えられているが、立法の実現にはしばらく時間がかかる模様である。

タイでも、一九八〇年代後半からの急速な経済成長と規制緩和の流れの中で、一九七九年の「価格統制・独占禁止法」に基づく価格統制を中心とした規制の限界が明らかになり、一九九〇年代初頭より市場中心型の競争法の制定作業も開始されつつあった。しかし、一九九七年の経済危機が競争法の制定作業を加速させたことは否定できない。そのなかでIMFを中心とする国際機関が大きな役割を果たしたことが十分に考えられる。危機の渦中で制定された一九九七年憲法改正を経て、一九九九年三月に包括的な競争法である「取引競争法」(Business Competition Act)が制定され、同年四月三〇日より施行されている。

シンガポールは、自由貿易を国是とする都市国家であるとい

うところから、常時国際競争に晒されていることを理由として、競争法制の整備に対しては消極的であるといわれる。もつとも、この国においてもセクター別の競争政策が採用されており、又包括的競争政策に対する関心も高まりつつあると伝えられる。

以上、各国間でかなりの相違があるとはいえ、ASEAN 諸国においても、競争法の制定の必要性は認識されつつある。その背景には、既に見たように、一九九〇年代に UNCTAD、OECD、世銀さらには WTO などの西欧先進国を中心とする援助機関や援助国が積極的に競争法制を発展途上国および移行体諸国に導入するように求めているという状況がある。グローバリゼーションという世界的な市場化の流れに対して、途上国といえども全面的に抗うことができなくなっているという状況を考えれば、その秩序を維持する競争法制の必要性は疑うことはできない。このようにみるならば、現在、ASEAN のみならず移行諸国および発展途上国で普遍的にみられる競争法制定のうごきは、その第三の波といえることができるかもしれない。

III. ASEAN 競争法の展望：インドネシア・

タイ法の比較から

タイおよびインドネシア両国の競争法は、一九九七年の危機を契機に、この過程で明らかにされた仲間資本主義の限界を克服するための政策手段として制定されたものである。危機からの脱出のために IMF や世銀という国際機関からの強力な指導があったことは否定し得ない。いずれの法律もドラフトの段階でドイツおよびオーストラリアならびに UNCTAD モデル法が参照され、さらに、タイについては日本や韓国法が、インドネシアについてはカナダ法が参照されたことが伝えられている。両国の競争法について、若干の比較を試みると、以下のとおりである。⁽³¹⁾

1. 規制の態様

両国の競争法の構成は、一見するところかなり異なっている。インドネシア法が、禁止される協定、禁止される行為および支配的地位という三つの態様を中心に規制しているのに対して、タイ法では、第三章独占の規制という大きな項目のなかで①市場支配的地位にある者の不公正な行為(二五)ヘカッコ内の

数字は該当条番号)、②合併規制(二二六)、③共同行為規制(二七)および④国際取引上の行為(二二八)の四点に関する規制を定める。しかし、これらを例えば、OECD/WBモデル、APECモデルさらにはUNCTADモデルにいう「支配的地位の濫用」(Abuse of Dominant Position)、「制限的協定」(Restrictive Agreement)および「合併および取得」(Mergers and Acquisition)という競争法上の三つの主要な規制態様に關係させるとは共通する内容を有することが理解される。

インドネシア法は、違法行為の判断基準として、「独占行為または不公正な事業活動」という語を使用しているが、この場合の「独占行為」とは、「一ないし二以上の事業者による経済力集中による財またはサービスの支配の結果として不健全な事業となり公共の利益を害する虞のあるもの」という規定をおいている(一一三)。

(1) 支配的地位 (Dominant Position) の濫用

支配的地位とは、インドネシア法では、一般的に、「一事業者が、自己の市場占拠率とのかかわりにおいて、関連市場において実質的な競争者を有していない、または金融等その他の関連能力において、競争者に比して最も高い地位を優先している

こと」と定義される(一一四)が、特にそれが「一事業者による五〇%以上の、また二ないし三事業者による七五%以上の市場支配のある場合」一定の行為が規制される(二二五)。これに對して、タイ法は「市場支配力を有する事業者」の定義については、閣議の承認を得て委員会が指定する(三)としている。

現在ではその基準として三分の一以上の市場シェアを有し、年間売り上げ高一〇億バーツ以上の売上高を有する企業が規制の対象となるとされる。これらの地位にある企業は、合併審査の対象とされるとともに、インドネシアでは、一定の行為について絶対的に禁止される⁽³²⁾。これに對して、タイでは上記の基準はあくまで基準であり、規制の対象とされるだけである。もっとも、タイ法でも七五%を超えるシェアを有する企業については、政府はその停止や変更を命ずる権限を与えられている(三〇)。いずれの点においても、タイ法はインドネシア法に比較して柔軟な立場を採用しているといえよう。

インドネシア法では、支配的地位の濫用は、上記のように従業員の兼任制限、株式所有および合併などと関連した規制を受けらるいは構造規制を中心に規定しており(二六一・二九)、行為規制に關しては、抽象的に競争制限、技術開発の制限あるいは参入規制を掲げるに過ぎない。これに對して、タイ法は、売買

価格の設定、支配的地位の利用や他事業に対する介入という行為を類型を定め、これを禁止するとしている(二五)。インドネシア法の第二六条にいう抽象的な禁止行為についていかなる解釈が行われるのかについては、UNCTADモデル法第四条案に掲げる違法行為類型が参考となる³⁴⁾。

(2) 制限的取引 (Restrictive Agreement)

制限的取引すなわちカルテル規制については両国法とも詳しく行為類型を定めている。すなわち、インドネシア法では、禁止される協定として、①寡占(四)、②価格決定(五一九)、③地域的分割(九)、④ボイコット(一〇)、⑤カルテル(一一)、⑥トラスト(一二)、⑦買手寡占(一三)、⑧垂直的結合(一四)、⑨閉鎖的協定(一五)、⑩外国当事者との協定(一六)が掲げられている。このうち②④⑨は、他の規制に付されている「独占的慣行、不正競争および/または社会に害を及ぼす」というような限定が存在しないので、「当然違法」とされよう。

タイ法第二七条は①販売価格の設定、②購入価格の設定、③市場支配、④談合、⑤販売地域分割、⑥購入地域分割、⑦財またはサービスの量の設定、⑧財またはサービスの質の低下、⑨同一財の独占販売、⑩均一または合意された慣行を確保するため

の条件の設定に関する協定を禁止する。しかし、これらにはすべて「独占または競争制限をもたらす」という限定がふせられているので当然に違法とされるものではなく、いわゆる合理性の原則(Rule of Reason)に従うものと考えられる。もともと、上記①④については、後述の委員会による事前許可の対象とされていないところから判断すると、より違法性の強いものとされているといえよう。

なお、カルテル規制は、UNCTADモデル法第三条案では、制限的協定または措置として、価格その他の売買条件の設定、談合取引、市場・顧客分割、生産・販売の制限(割り当て制を含む)、同調購入拒絶、同調販売拒絶および団体や措置に対するアクセスの集团的拒絶であって、競争に重大な影響を及ぼすものの七類型が掲げられている。

(3) 合併規制

合併に関しては、インドネシア・タイいずれの国でも独占や不当な競争となるような合併(merger or consolidation)や株式取得は、原則として委員会の許可を得ない限り禁止されている。既に見たように、インドネシア法では、これらの規制は独占ないし支配的地位規制の重要な手段としてとらえられており、そ

の環境としてこれらに該当する企業について委員会に対して三〇日前に通知する（二一九）ものとされる。この通知の効果については明確ではないが、通知のある場合、第三五条に従って委員会が何らかのかたちで審査を行い、問題があれば四七条に従って合併等の中止命令を出すこととなる。法は、これに関する詳細については政令で定めるものとしている（二八、二九）。これに対して、タイ法は、合併の適法性については、委員会の許可がない限り禁止される（二六）として、委員会の許可と関係づけている。

2. 規制機関

インドネシアの競争法の規制機関たる事業競争監督委員会は、法律上、大統領の直属する独立の機関（三〇―三四）とされている。これに対して、タイの取引競争委員会は、委員は閣議によって任命される（六）ものの、商務大臣を委員長とする商務省の一機関とされ、少なくとも法律上独立性は強いものとはいえない⁽³⁵⁾。

委員会の機能は、いずれも競争法の施行機関として、支配的地位の濫用、制限的取引協定や企業合併についての審査権を与えられている。また同法違反に対して準司法機能を行使するも

のとされている。委員会の行政権限とその準司法権限にわけて、両委員会の権限について比較する。

(1) 規制機関の行政権限

インドネシア法は委員会の一般的権限として法律違反に関する調査権限を中心に詳細な権限を列挙し（三二六）、違反企業に対して禁止された協定の無効や行為の差止命令、さらには罰金を科す権限等が認められている（四七）。いずれもこれらは次に述べる準司法権限の行使ともいえるべきものである。

この点はタイ法も同様であるが、タイ法は合併のみならず、一定の制限的取引協定について、許可（Permission）という制度を設けていることは注目に値する。すなわち、合併に加えて、地域分割、財またはサービスの設定、財またはサービスの質の低下、同一財の独占販売、均一または合意された慣行を確保するための条件の設定については、事業者は、所定の書式でその必要性などを付して、委員会に対して許可の申請を行うことができる。委員会は、その受理から九〇日以内にこれを審査し、それが事業の促進にとつて利益があり、消費者の利益を害しないと認めるときは、期限と条件を付してこれを許可することができる（三五―三九）。この制度は、オーストラリアお

よびニュージーランドでも採用されている。同様の規定がマレーシアの草案にもみられ、UNCTADモデル法およびAPECモデル法にも同種の規定がおかれている。⁽³⁶⁾ インドネシア法にはこのような制度は見当たらないが、発展途上国の競争法制が開発政策との関連である程度の柔軟性を有するべきだとすれば、このような措置が有益であることは間違いない。

(2) 準司法手続

両国法とも違反の訴追・審査手続については詳しい規定をおいている。インドネシア法は、第七章 紛争処理手続 (三七―四六)において、私人が委員会に告発することを認め、委員会がこれを受理した後三〇日以内に事前審査を行い、嫌疑が固まった段階で本調査を開始する。ここでは証拠調べなども行われ、その手続については規則により定められることとなる。この手続は九〇日以内(三〇日の延長可)に終了し、その後三〇日以内に委員会は審決を行うものとされる。これは公開の場で読み上げられ、関係事業者に送達される(四三)。この決定に対する上訴は審決後一四日以内に県裁判所に対してなされる(四五)。

タイの委員会手続も調査や予審的な手続について有資格の担

当官(Competent Official)(一九)や特別小委員会や審問小委員会が行うと定めている(二二―二四)など若干の相違はあるものの、同様なものと考えられる。しかし、法律上、委員会の決定を再審査するための上訴委員会を設置している(四二―四七)ことはインドネシアとは異なる。上訴委員会の決定は最終のものとされ(四七)、その決定の不当性は行政裁判所で争われることとされる。なお、法文からみる限り、上訴委員会ではなく裁判所に対しても訴えることができるようである(三三)が、現在これを上訴委員会に一本化し、そこから新設の知的財産権・国際取引裁判所への上訴しよう改正すべきであるという意見が出されている。競争法がこれまで各国においては存在しなかった新しい法であり、しかもそれが政策と密接に関係しているということを考えれば、タイのような独自の上訴委員会あるいはこれに特化した特別裁判所(破産に関する商事裁判所のような)の設置が必要になるのではないかと考えられる。

3. 残された問題

以上、インドネシア及びタイの競争法の簡単な比較を行った。そこにはいくつかの共通性がみられるにせよ、規制の手法や規制機構の組織や権限についてはかなりの相違が見られる。これ

らの相違が両国の法的伝統や立法過程での論議を反映していることはいうまでもない。もつとも、競争法に関しては、支配的地位の濫用、制限的取引協定および合併規制という規制はいわば普遍的なものであり、この点では、両国は共通するといつてよい。また、両国とも、いわゆる不正競争防止に関する規定は法そのものには見られないが、ほぼ同時期に、インドネシアでは包括的な消費者保護法を制定し、タイでも消費者保護法の改正と関連立法を行っていることは注目されてよいであろう。

現在も関係政令・規則の制定作業が進められている段階であり、これらの立法の評価については将来に待つより他ない。しかし、少なくとも規制機関たる委員会については、その組織の拡充は不可欠であるにもかかわらず、制定後二年の経過とともにかつて存在した競争法に対する熱気は冷めつつある中で、組織化が遅れていることは指摘できよう。また、いくつか出始めている委員会の決定も、タイのケースにみるように、必ずしも当初の期待に込えているものではない。これらの諸国にとつて競争法が新しい部類の法であることを考えれば、このことはある意味では予測し得たものであり、競争法が根付くための啓蒙活動を含む地道な努力が要求されているといえるであろう。

IV・東アジア競争法の成立可能性と日本の役割

割

競争法が「グローバル化する市場」という普遍的な場を念頭におくかぎり、それを規制するメカニズムも世界中で共通する普遍的なものが望ましいことは言うまでもない。しかし、現実には主権国家の中で機能している市場は、必ずしも、このグローバルな市場とびつたり重なるものではない。WTOやUNCTADのいう「競争文化」(culture of competition)というものを想定し、それが最終的には普遍文化として収斂されるべきであると想定しても、現実には、その地域や国内の市場の伝統や文化によって色づけされたものであることは否定できない。このような各国の現実の市場のあり方を抜きにしたソトからの普遍的な競争法・政策の導入は、当該国の土壌に根付かないばかりか、先進諸国による横暴としてその国の人々からの反発をかう可能性は十分にある。そうであるとするれば、特に、その特殊に色づけられた現実の各国の競争文化を出発点としながら、WTOやOECDで主張される普遍的な競争文化を目指すというチャネルも必要不可欠であると思われる。

ASEAN 諸国は、植民地以前の原国家における「固有法」、

植民地化において導入された「西欧法」、さらに独立後の開発戦略を具体化した「開発法」などのレヴェルでも、めくめくほどに多様である。しかし、その基礎には、日本を含む東アジアやインド文化圏とされる南アジアと重なる文化的共通性も認識することができる。それは、モンsoon下での稲作農業の歴史によって刻印された「共同主義」ともいうべきものである。⁽³⁷⁾そこにあつては、比較法文化学者が、この地域の法文化を紛争の回避や調和の重視として特徴づけるように、競争文化とは対称的な位置にあるものである。⁽³⁸⁾日本を含むこれら東アジア諸国の経済発展がこのような調和を重視する反競争文化によって支えられていたことは否定できないように思われるからである。⁽³⁹⁾

しかし、このような経済発展の方式が、一九九〇年代に全世界を覆うにいたった市場のグローバルゼーションに対応できないものであることは、一九九七年の東アジア経済危機や日本の失われた一〇年の歴史が証明している。この意味では、東アジアで「仲間資本主義」と称される共同資本主義は大々的な変革を迫られていることは事実である。危機後の経済改革の中で競争法・政策が大きな位置を占めていることはこのような理由からであり、この成功のためには競争文化をいかに創出するか

が重大な課題である。

仲間資本主義をめぐる問題が、インドネシアやタイばかりではなくフィリピンやマレーシアさらに移行国ヴェトナムの経済体制とも共通する問題である以上、競争法・政策の確立は、国内の経済体制改革の不可避の課題であるとともに、ASEAN地域全体をめぐる問題であるといえる。さらに、一九九七年の危機後のASEAN域内での経済改革の動きの中でASEAN一〇カ国に日本、中国および韓国を含めた「ASEAN+3」という構想が出されているが、経済発展の段階によりその深みは異なるとはいえ、現在東アジア全域においてなんらかのかたちでの「競争文化」を創出することは、共通の課題となつているということもできる。

結

以上、最初にアジア発展途上国における競争法をめぐる国際的な流れを概観し、続いてアジア国内の競争法の発展に触れ、ASEAN諸国の競争法制の現況を鳥瞰した。一九九〇年代に入つて各国で競争法制の制定の動きが活発化しているにもかかわらず、現在それを有しているのはインドネシアとタイだけで

あることが示された。この両国法も一九九九年に制定されたものであり、まだ二年余の歴史しか有しておらず、施行のための規則作りが行われている段階である。

競争法が、公正な市場秩序を維持するために不可欠な制度であることは、現在では広く認められている。しかし、市場が文化と不可分に結びついている以上、競争法制そのものも異ならざるを得ない。先進国間の競争法制の相違がなぜ存在するかについては、結局のところこの歴史・文化を無視しては説明し得ないであろう。さらにASEANなどアジア諸国の多くはまだまだ発展途上にあるということは否定できない。

これらの諸国の多くが、いまだ自国の経済の「開発」を課題としている以上、そのための「開発政策」が不可欠である。この政策が、それが競争法と齟齬を来す可能性があることは、日本の産業政策と競争政策の相克の歴史からも十分に考えられる。グローバル化の波はさらに競争政策の必要性を喚起するであろう。

したがって、文化的要因と開発の課題という二つの要素は、東アジア競争政策を構想するうえで不可欠な検討課題であるように思われる。

ASEANなど東アジア諸国との競争法・政策をめぐる国際

協力を考える場合、この二つの要素を無視することはできない。その検討のうえでモデル化された日本さらにこれに韓国と台湾を加えた諸国・地域の競争法の経験は、後発東・東南アジア諸国の競争法・政策の導入にとって貴重な参考となる。さらに、既にASEANのなかでもインドネシアとタイが競争法を制定しており、その他の国も具体的な作業を行っている現状にあつては、二国間ベースの協力とともに、勧告や台湾と協力しながら、これらの諸国の経験を交流する場を設定することも、アジアの中で競争法について唯一長い歴史を有する日本の義務でもあらう。⁽⁴⁰⁾

注

(1) 本稿は、ソウルで開催された「グローバル化と地域主義」競争政策の位置づけについての研究会（二〇〇三年一月一〇／一三日）の報告原稿に若干手を入れたものである。報告後、南アジア諸国を始め、いくつかの国において競争法についての進展がみられるが、これらについて十分に反映されていない。いずれ、これら新しい情報を加えて加筆補正したい。

(2) 本稿でいう「東アジア」とは、日本、韓国、中国などの極東アジアとASEAN一〇カ国をあわせた東・東南ア

- アジア地域を指している。
- (3) このような視点から日本の競争法の問題を取り扱ったものとして、伊従(二〇〇二)参照。
- (4) アジアの消費者保護法制に概観については Rachagan (2000)、および松本(二〇〇二)参照。
- (5) 一九九一年の段階で、社会主義の祖国とされた旧ソ連・ロシアにおいて、競争法が制定されたことは、この事実を象徴的に物語っている。その概要は、公正取引委員会のホームページ <http://www.jftc.go.jp/worldcom/html/country/russia.html> で知ることが出来る。
- (6) このアジアの「共同主義型資本主義」の概念については、安田(二〇〇二)を参照のこと。
- (7) 一九八〇年十一月にUNCTADの主導のもとで開催された United Nations Conference on Restrictive Business Practices における “The Set of Agreed Equitable Principles and Rules for the Control of Restrictive Business Practice” が採択されている。これに基づき UNCTAD 事務局は一九八一年に “Draft of A Model Law or Laws on Restrictive Trade Practices” (UNCTAD モデル法) を作成している。Document はその後五度の改訂を経て、UNCTAD: 1998 に至っている。これらの各 Documents を検討すれば国際レベルでの競争法制促進の重心の変化を観察できるはずである。
- (8) UNCTAD (2000)、なお、同モデル法の構成は、第一条 案 法律の目的、第二条案 定義および適用範囲、第三条 案 制限的協定または措置、第四条案 市場力の支配的地位の濫用を構成する行為または行動、第五条案 市場集中の影響を有する合併の通知、調査および禁止、第六条案 消費者保護に対しての可能な側面、第七条案 通知、第八条案 管理(行政)当局とその組織、第九条案 管理当局の職務と権限、第一〇案案 制裁及び救済、第一一条案 上訴、第二二案案 損害賠償訴訟、第二三条案 管理(行政)当局とその組織、となっている。
- (9) この報告書およびここで述べる資料はすべて UNCTAD のホームページ上に掲載されている。
- (10) OECD も既に一九七〇年代初頭から競争政策をめぐる問題に取り組んでおり、専門家委員会の報告書 (OECD: 1977) を公表している。
- (11) (WB/OECD<1998>) この報告書は競争法制について、各規制項目に沿って詳しく解説しており、UNCTAD (1998)、UNCTAD (2000) などとともに各国の立法の際に参照されているようである。そのモデル法の項目は以下のようになっている。競争法の範囲、支配的地位の濫用、制限的協定、合併及び(企業)取得、不正競争、組織・施行規定。
- (12) このペーパーは、それまでのワーキング・グループで

の討議やそれに寄せられた意見書を整理したものであり、一序、二 発展途上市場経済における競争法・政策実施の理由、三 経済発展と成長を促進するための貿易と競争政策の相関性、四 発展途上市場経済における競争法・政策の必要性と適切なデザインのための追加的留保と実上の考慮、五 発展途上国の競争法・政策の実施のための国際協力の役割、六 結論からなっている。

- (13) このワーキング・グループは、二〇〇二年一月九日に理事会に対して報告書 (WTO/2002) を提出している。OECD、UNCTAD および WTO の最近の競争政策については、独占禁止法国際問題研究会 (二〇〇二) 参照。
- (14) それより前、一九九四年二月にニュージーランドで開催された APEC 貿易投資委員会 (CTI) はニュージーランドが加盟国の競争法・政策に関する情報を収集することと同意している。以降一九九九年の APEC 閣僚会議にいたるまで、ニュージーランドが規制緩和・競争政策に関する幹事国となっている。
- (15) これらの開催地はダヴァオ (一九九六年)、ケベック (一九九七年)、クアタタン (一九九八年) である。
- (16) 二〇〇一年 APEC 閣僚宣言でもその重要性が再確認され、このセミナーはその後も継続して、開催されている。
- (17) このデータベースはアジア太平洋諸国の競争法制を整理するうえで重要な資料である。
- (18) APEC の競争政策については、Wo (1998) の他独占禁止法国際問題研究会 (二〇〇二) 参照。
- (19) この資料には前述の OECD/WB の Framework に沿ったモデル法 (以下 APEC Model Law という) が掲載されている。資料そのものは APEC のホームページに公開されている。
- (20) 最高裁が、「独占」について定義を試みたのは、これまで二件に過ぎないとされる。Abad (2000)。
- (21) 日本の競争法の歴史と概観については後藤・鈴木編 (一九九九)・Masushita (1990) および Wise (1999) 参照。
- (22) この時点でのアジアの立法が、独占 (Monopoly) あるいは独占禁止 (Anti-monopoly) を使用し、むしろ「競争」(competition) という語が避けられている気配があることは、アジアの基層文化における競争に対する否定的ないし懐疑的観念とともに、このような国家統制に対する一種の信頼があったのではないかと思われる。この点は、日本の当時の産業政策優位の思想とも共通する。なお、アジアの競争法の概観については本城 (二〇〇一) 参照。
- (23) この法律の第三章経済力集中 (Concentration of Economic Power) は、これらの財閥企業の合併や拡張を政府の認可によるものとし、これらを全面的な政府統制の下においた。この規制により財閥企業が急成長を遂げたことが指摘されている。この第三章は、一九九〇年代イン

ド経済体制自由化の流れの中で、一九九一年同法改正により削除された。なお、二〇〇二年新しく競争法 (Competition Act, 2002) が制定され、MRTP法は全廃された。新法は、ほぼ完全に市場型モデルに従っている。

(24) もっとも「市場化」はグローバルゼーションとともにさらに深化し、これに対応するためには、「失われた一〇年」を経て、一九九〇年代末から現在にいたるまで、独禁法のみならずその政治経済さらには社会システム全般にかけて大幅な転換を迫られていることは、ほぼ共通の理解となっている。

(25) 韓国の競争法については本城 (一九九五) および中山 (二〇〇一) 参照。

(26) この三国については、アニミスティックな基層文化、中国儒教の影響、さらに日本を通じての近代大陸法の受容など法文化的共通性も指摘しておくべきであろう。これらを通じて、「東アジア法圏」ないし「東アジア法系」とみる視点については、安田 (一九九五)、鈴木 (二〇〇一) 参照。

(27) 行政独占とは、「政府およびその所属部門による」、行政権力を濫用して、特定の市場において他人がその指定する事業者の商品を購入するよう制限し、または他の事業者の正当な事業活動を制限することにより、他の事業者の公平な市場参入を排除する行為」(中国独占禁止法草

案第二八条) とされる。同草案は、この規制を第五章において、①市場支配的地位の濫用、②独占の合意、③経済力集中規制と並ぶ重要な規制対象としている。もっとも、行政独占の問題は、社会主義経済から市場経済への移行の過程で必然的に問題となるものであり、ロシアの競争法の規制対象ともされている。しかし、これとともに、日本の官製談合などに見られるように、国家と企業の癒着という現象は、多かれ少なかれアジア型資本主義の一つの特徴を作っているように思われる。

(28) この翻訳は、ASEAN競争法プロジェクト (二〇〇一) および伊従・山内・ヘイリー編 (二〇〇二) に収められている。

(29) Law of Mongolia on Prohibiting Unfair Competition, 1993. そのほかウズベキスタンやカザフスタンなどでも競争法が制定されている。ウズベキスタン法の概要については千葉・間坂 (一九九九) 参照。

(30) インドネシア会社法第一〇四条。同条は、合併を許可制とし、その要件として、会社、少数株主、労働者・公共の利益と並んで、「事業活動における公正な競争」を掲げている。なお、一九八四年の「工業法」にも同種の言及が見られるが、この法律は明らかに企業統制法であって、自由な市場競争をめざす競争法とは正反対の性格を有していた。

- (31) タイとインドネシアの競争法の内容は、伊従他編(二〇〇二)で紹介されている。
- (32) なおAPECモデルは“Unfair Competition”として虚偽ないし誤解を生じ易い情報(false or misleading information)提供について言及するが、これらの規定は両国法には存在しない。日本の不公正な取引(unfair trade practices) (s.19)に相当する規定は、両国とも、行為規制の一環(インドネシア法 Art.17-24)①独占(一七)②買手独占(monosony) (一八)③市場支配(market control) (一九-二二)④共謀(conspiracy) (二三-二四)⑤「イタS29」として行われているようである。しかし、後述するように、競争法が取引の「公正」といういわば普遍的な価値を体现するものとすれば、競争法文化を醸成するもつともわかりやすい方策として「不正競争」に対する規制は重要であるように思われる。中国の一九九三年の「不正競争防止法」の制定や現在のヴェトナムの立法にみる不正競争規制への傾斜は、計画体制から市場システムへの移行に際してのこの問題の深刻さを物語っている。
- (33) もつとも、そこで掲げる行為は、以下に述べるように抽象的に規定されており、その判断についての裁量の余地があるように思われる。もつとも、競争企業の株式を所有する行為は絶対的に禁止される(二七)。
- (34) 同条案Ⅱは、濫用とみなされる行為について、略奪価格設定、差別的価格設定、取引拒絶などを掲げている。
- (35) この委員会の独立性の保証は、専門家の間でも強く主張されるところであり、既にみたとおり、次善の策として委員会の監督機関を司法省に移すという提案もなされている(FEER, March.15)。
- (36) Trade Practices Act (Australia) ss.88-89, Commerce Act (New Zealand) ss.58-74, UNCTAD Draft Law Art.6 in Continued Work on... (TD/B/RBP/8/Rev.5), APEC Model Law Art.11in APEC Study... (1999), Sixth Draft Trade Practices Bill, 1996 (Malaysia) s.40-48. なお、二〇〇〇年のUNCTADモデル法は、支配的地位の濫用および制限的取引協定の全面にわたって許可(Authorization)制度の導入を示唆している。
- (37) この問題については、安田(二〇〇〇)および(二〇〇二)を参照。
- (38) 比較法文化論については日本でも木下(一九九九)が出されている。
- (39) ASEAN諸国の法制度概観については安田(二〇〇〇)を参照。
- (40) 独占禁止法国際問題委員会(二〇〇二)参照。

参考文献

- ASEAN 競争法プロジェクト(2001)「[ASEAN 諸国の競争法・政策]平成二二年度公正取引委員会受託調査：競争法の円滑な導入のための具体的手法に関する研究 最終報告書」公正取引協会
- 伊従寛(2002)「開発途上国における競争政策と政府介入——日本の経済発展の経験を踏まえて」伊従他編(2002)所収
- 伊従寛・山内惟介・J・O・ヘイリー・W・A・W・ネイルソン(2001)「[APEC 諸国における競争政策と経済発展]中央大学出版部
- 木下毅(一九九九)『比較法文化論』有斐閣
- 後藤晃・鈴木興太郎編(一九九九)『日本の競争政策』東京大学出版会
- 作本直行編(2002)『アジアの経済社会開発と法』アジア経済研究所
- 千葉則成・間阪吉幸(一九九九)「ウズベキスタン共和国の独占禁止法の概要」『国際商事法務』Vol.27, No.2
- 独占禁止法国際問題研究会へ公正取引委員会(2001)『東アジアとの経済連携強化における競争政策の役割』<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/02.september/020924.pdf>
- 中山武憲(2001)『韓国独占禁止法の研究』信山社
- 本城昇(一九九五)『韓国の独占禁止法と競争政策』アジア経済研究所
- 松本恒雄(2002)「アジア発展途上国における消費者保護法」山下隆也(2000)「アジア・太平洋集地域の競争政策の現状——第六回アジア・太平洋集独占禁止政策会議に参加して——」『公正取引』(2000—2)、五八—六四
- 安田信之(2000)『東南アジア法』日本評論社
- 安田信之(2001)「アジア的なるものについて——アジアの人権・権利概念理解の前提として」『北大法学論集』第五二巻第二号
- 安田信之(2002)「転換期のアジア型資本主義——危機後の東南アジア法システム理解の前提として——」、作本直行編(2002)所収
- 独占禁止法国際問題研究会へ公正取引委員会(2002)『東アジアとの経済連携強化における競争政策の役割』<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/02.september/020924.pdf>
- APEC(1999), *Study on Competition Laws for Developing Economies*
- Matusita, Miuro(1990) *Introduction to Japanese Antimonopoly Law.*

Yuhikaku

OECD (1977) *Restrictive Business Practices of Multinational Enterprises*

Rachagan, Sothi S. (ed.) (2000), *Consumer Protection in the WTO Era*, AIDC-IACL

UNCTAD: 1998 *Continued Work on the Elaboration of a Model Law or Laws on Restrictive Business Practices, Draft Commentaries to Possible Elements for Articles of Model Law or Laws* (TD/B/RBP/81/Rev.5)

UNCTAD (2000), *Model Law on Competition Draft Commentaries to Possible Elements for Articles of Model Law or Laws*, TD/RBP/CONF.5/7

Wise, Michael: 1998, *Review of Competition Law and Policy in Japan*

World Bank/OECD: 1998 *A Framework for the Design and Implementation of Competition Law and Policy*, 1999

WTO: 1998 *Synthesis Paper on the Relationship of Trade and Competition Policy to Development and Economic Growth* (WT/WGTCP/W/80)

WTO: 1999 *The Fundamental Principle of Competition Policy*

(WT/WGTCP/W/127)

WTO: 1999a *Report (1999) of the Working Group on the Interaction Between Trade and Competition Policy to the General Council*

WTO: 2002 *Report (2002) of the Working Group on the Interaction Between Trade and Competition Policy to the General Council*, (WT/WGTCP/6)

Wu, Rong-I and Yun-Pen Chu (ed.): 1998, *Business Market and Governments in the Asia Pacific*, Routledge

Yasuda, Nobuyuki: 2000, *The Evolution of ASEAN Competition Law within APEC Framework*, APEC Discussion Paper Series No.32, APEC Study Center, Graduate School of International Development, Nagoya University

Yasuda, Nobuyuki (2002) "Law and Development in Southeast Asian Perspective: Methodology, History and Paradigm Change" Antons

Christoph (ed.) *Law and Development in East and South-east Asian Countries*. Routledge-Curzon

Yodmuangcharoen, Siripol, 1999, *Developing of Competition Policy in Thailand*, APEC Competition Policy and Deregulation Workshop, Christchurch, 30 April-1May 1999 (9WQAQ9/SOM2/CTI/CPDWS/002)

002)